

# 仕様書

この仕様書は、市立西小学校長寿命化改修工事に伴う学校備品等物件（以下「物品」という。）の校舎内移転の仕様の大要を示すものであるから、作業の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、わずかな部分で記載のない事項でも自然付帯の作業はすべて係員の指示に従い、契約金額の範囲内で適正に実施するものとする。なお、受注者はこの業務を履行するにあたり、必要とする資格や認定など法律上の要件を満たさなければならない。

（発注者を甲とし、受注者を乙とする。）

## 1 業務名

市立西小学校長寿命化改修工事に伴う備品移設業務委託

## 2 履行期限

令和8年2月27日まで

## 3 履行場所

岡山市立西小学校（岡山市北区中仙道一丁目18番20号）

校舎にある備品を仮設プレハブ校舎内等の指定場所へ移設する。

## 4 作業計画

乙は、契約締結後速やかに甲及び学校と打ち合わせの上、建物搬入ルート・養生計画・作業員配置計画等について、甲の担当者と協議し、専門的見地から甲及び学校へ提案を行うこと。

## 5 作業日程

契約締結後、運搬日までの期間は、本件作業に係る打ち合わせ期間とし、必要に応じて甲の事務所又は履行場所において協議を行うこと。

作業日程について、R8年2月1日（日）～R8年2月15日（日）までの期間で作業を行うものとする。

作業時間は、8時30分から17時までとする。ただし、特別の事情がある場合は、甲と協議し、承諾を得て作業を行うこと。

## 6 作業実施上の留意点

（1）搬出入時の経路は、甲と十分に協議し決定すること。

（2）養生

- 搬出入に関わる場所について、床、壁面、階段、出入口、廊下、手すり等損傷の恐れのある場所には必要に応じて養生を施すこと。
- 養生を行う場合は、事前に甲の承認を得ること。なお、養生作業に先立って

破損や汚れ等に関して甲の確認を受けること。

- ・ 養生の撤去に際し、破損や汚れ等の有無について、甲の確認を受けること。  
養生部分に破損や汚れ等が認められる場合は、甲の指示に基づき原状回復を図ること。

(3) 梱包

- ・ 机、ロッカー、キャビネット等は空の状態とし、箱詰め・箱出し作業はなし。

(4) 物品は、それぞれの特性、規格、用途等に応じ、最も適した方法で梱包、運搬等を行い、作業中の損傷、破損等の事故がないように十分配慮すること。特に教育用の物品等については、作業に際し、学校担当者と十分に協議すること。

(5) 引越し作業中に予想される降雨・台風等、天候の変化に対し、十分な対策を講じること。

(6) 移設物品は、学校担当者が用意するレイアウト図又は指示書等により設置すること。

(7) 現状転倒防止対策が行われている家具は移設場所で転倒防止対策を行うこと。

7 移転対象物品等

移転する物品は、「西小学校移設設備品リスト」のとおりとする。学校資料や蔵書等を入れた段ボール箱も対象物品として含む。その段ボール箱への箱詰め・箱出し作業は学校で行う。必要な段ボール箱、ガムテープ等は乙で準備すること。

なお、作業にあたり一覧表と現品が一致しないとき、誤りもしくは脱漏がある場合は、乙は甲と協議のうえ、その指示に従うこと。搬入部屋は変更になることがある。

8 作業後の清掃

乙は、搬出作業に伴い発生したゴミ、埃、汚れが付着した廊下や床、什器類等の清掃を行い、原状回復を図ること。

9 報告

- （1）作業の開始前に、当日の作業に従事する人員、車両数、作業手順、変更事項の有無について甲に報告すること。
- （2）作業当日は、作業中及び作業後の状況について甲に報告すること。
- （3）作業遂行に当たり、不測の事態や事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、解決策について甲と協議し、処理経過を報告すること。

10 安全確保の義務

乙は、事故の防止と安全確保のため、必要な措置を講じること。

11 事故の防止及び補償

乙は作業遂行に当たり、関係法令等を遵守し、安全確保について万全を期すとともに、安全作業に努めること。万一、本件作業中に下記の人身事故、物損事故、搬送物品の破損・遺失等の事故が発生した場合、その補償等については乙の責任とする。乙は、事故に対応できる保険に加入していること。

- (1) 生徒、教職員、来校者、第三者、乙の作業員等の人身事故
- (2) 作業車両等による全ての人身事故
- (3) 学校敷地内の縁石、植栽、建物、構造物とそれに付属する設備に対する事故
- (4) 物品に対する事故
- (5) その他、乙の管理責任に基づく事故

## 12 遵守事項

- (1) 乙は、あらかじめ本件作業の責任者を甲に届け出ること。
- (2) 作業員は、名札や腕章等の着用等により、本件作業の従事者であることが容易に識別できるようにすること。
- (3) みだりに作業に直接関係のない場所に立ち入らないこと。なお、作業員の休憩場所等は甲と協議のうえ、決定すること。
- (4) 学校敷地内（駐車中の車内を含む。）の喫煙は禁止とする。
- (5) 乙は、本件作業遂行上知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 乙は仕様書に記載された事項について、作業員に周知徹底させること。